

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム会員規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものとする。

(会員の種類)

第 2 条 会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人及び個人事業者とし、以下の種類の会員をおく。

(1) 正会員

定款第 5 条に定める当法人の社員をもって正会員とする。

(2) 賛助会員

理事会の推薦により入会した法人及び個人事業者とする。

(入会)

第 3 条 当法人の正会員となろうとするものは、別に定める入社申込書（入会申込書）を当法人に提出し、別紙のように理事会の承認を得なければならない。

2 法人正会員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者 1 名（以下「社員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない）を定め、当法人に届け出なければならない。

3 正会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当法人に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 4 条 当法人の会員は以下区分に従って入会金及び会費を納めなければならない。既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(1) 正会員

資本金に従い下記の区分により会費および入会金を定める。

会費区分	資本金	年会費	入会金
1	30 億円以上	60 万円	30 万円
2	5 億円以上 30 億円未満	56 万円	28 万円
3	1 億円以上 5 億円未満	44 万円	22 万円
4	1,000 万円以上 1 億円未満	22 万円	11 万円
5	1,000 万円未満	8 万円	4 万円

なお、特段の事由により資本金額によらずモバイル関連事業の売り上げにより会費区分を定めることを希望する会員が該当の申請を行い理事会もしくは幹事会にて承認を得た場合においては、理事会もしくは幹事会で定める条件を付して下記の会費区分により定めることもできる。

会費区分	モバイル関連事業売上額	年会費	入会金
S1	100億円以上	60万円	30万円
S2	50億円以上 100億円未満	56万円	28万円
S3	5億円以上 50億円未満	44万円	22万円
S4	1億円以上 5億円未満	22万円	11万円
S5	1億円未満	8万円	4万円

入会年度の会費は仮入会が承認された月により上記の年会費に下記の比率を乗じたものとする。

仮入会承認月	比率
10月~12月	1
1月~3月	0.75
4月~6月	0.5
7月~9月	0.25

入会金は入会時期に関わらず一定額とする。

- 2 創業10年以内の法人及び個人事業主は、理事会の承認によって入会金及び初年度会費を免除することができる。

(2) 賛助会員

入会金及び年会費は無料とする。ただし、理事会で別途定めることができる。

(特典)

第5条 会員には以下の特典を付与するものとする。

(1) 特典の内容

- a. セミナー、委員会等の当法人の活動への参加
- b. 業界関連情報の提供
- c. 当法人の事業への会員価格での参加
- d. 当法人からの有料配布物の会員価格での購入

(2) 正会員において区分別の特典を受けられることができる範囲

会費区分	参加人数
1、S1	7名
2、S2	5名
3、S3	3名
4、S4	2名
5、S5	1名

(3) 賛助会員については、理事会で別途定める。

(入会手続き)

第6条 第3条に規定の入社申込書（入会申込書）により当法人が申し込みを受領し、入社に特段の不具合が認められず、理事において異議がない場合は仮入会を認められたものとする。

2 仮入会が認められた場合、申込者は、第4条に規定する入会金、および初年度の会費を指定する期限までに納入しなければならない。

3 仮入会が認められた申込者には第5条の会員としての特典を付与する。

4 仮入会後に開催される理事会もしくは幹事会にて、入会の許可を得ることにより正式な入会とする。

5 理事会もしくは幹事会にて入会が不許可となった場合は、仮入会が取り消されたものとし、支払い済の入会金、年会費は返却する。

(施行期日)

平成21年11月25日

(改定履歴)

制定 平成21年4月2日

改定 平成21年4月16日

改定 平成21年5月19日

改定 平成21年11月25日

改定 平成27年11月27日